



シノブフーズ株式会社

証券コード 2903

第55期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月18日（水曜日）
午前11時

場所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
当社 本社1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

● 第55期定時株主総会招集ご通知	1
● 事業報告	5
● 連結計算書類	22
● 計算書類等	31
● 監査報告書	39
● 株主総会参考書類	45
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役2名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件	

証券コード 2903
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

シノブフーズ株式会社

代表取締役社長 松 本 崇 志

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第55期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

(<https://www.shinobufoods.co.jp/ir/news.html>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト】

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名又は証券
コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

書面又はインターネットによる議決権の事前行使いただくことができますので、お手数ながら
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年6
月17日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月18日（水曜日）【午前11時】

2. 場 所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

当社 本社 1階ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第55期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計
算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第55期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な
内容決定の件

以 上

■議決権の行使についてのご案内**(1) 書面による議決権行使の場合**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月17日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月17日（火曜日）午後6時までに行使してください。

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

■当日、総会開始前は受付が大変込み合いますのでお早目のご来場をお願いいたします。

また、当社ではノーネクタイの「フールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

(なお、QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2025年6月17日(火曜日)午後6時までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 （受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復傾向が見られたものの、個人消費に足踏みが見られます。また不安定な世界情勢に加え、物価の上昇や金融資本市場の変動リスクなど依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは中食業界に属し、主要な取引先であるコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等へ弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等を製造卸販売しており、当社グループを取り巻く環境は、原材料価格の上昇や労働コストの増加、消費者の節約志向の高まりなど引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況下、当社グループは、「良品づくり」のさらなるレベルアップを目指す5カ年計画をテーマとした中期経営計画（2021年3月期～2025年3月期）を策定し、4つの基本戦略、「販売戦略」、「コスト戦略」、「人財戦略」、「環境戦略」に基づき、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

販売面では、2025年2月に開催された「スーパーマーケット・トレードショー2025」に出展し、精米価格が高騰している中で、当社の幅広い製品ラインナップを提案し顧客のニーズに沿った営業活動を展開するとともに、本場韓国のキンパを新たに紹介しご好評をいただきました。また海外展開のスタートとして、当社の冷凍弁当が香港で販売開始しました。今後も冷凍事業拡大に向け、冷凍設備への積極的な投資を行い、冷凍惣菜・冷凍弁当の製造拡大に取り組んでまいります。

開発面では、「手作り感」や「出来立て感」をコンセプトに内製化をさらに進め、原材料の産地や製法など一品一品にこだわりを持たせた商品の開発に注力いたしました。また冷凍事業の成長を加速させるため、組織改編を行い、冷凍機器メーカー様との共同開発にも取り組んでおります。

コスト面では、原材料価格の高騰、労働コストの増加、エネルギー価格の高騰、物流コストの増加等が続いておりますが、これらを吸収するべく主要食材の調達方法の見直し、調理加工品アイテム数の削減、機械化による品質及び生産性の向上、各工場間での横断的な製造経費の見直しに取り組むとともに、原材料の高騰を見据えた商品規格の見直しを継続して行っております。

人財面では、女性活躍推進プロジェクトチーム「WORK+」（ワークプラス）の活動や従業員アンケートの実施などにより従業員の働きやすい環境づくりに努めるとともに、年間休日の増加、給与制度の見直し、職場環境の整備など、人財の定着と確保に取り組んでおります。

環境面では、プラスチック使用量を削減するため、軽量化した発泡素材容器への切換えや、ラップレスによる簡易包装化を進めるなどCO₂排出量削減に取り組みました。また各事業所にて、地域の方々とともに清掃活動のボランティアに参加するなど、社会貢献活動に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比28億2千5百万円増の576億5千1百万円、経常利益は前期比4千2百万円減の23億6千7百万円、広島工場の減損損失を9億3千7百万円計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1億7千万円減の9億9千6百万円となりました。

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は18億9百万円であり、その主なものは、既存工場における増産及び生産性向上のための合理化投資であります。なお、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却・撤去又は滅失はありません。

③ 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資など事業活動に必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入金等により調達いたしました。その他の増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

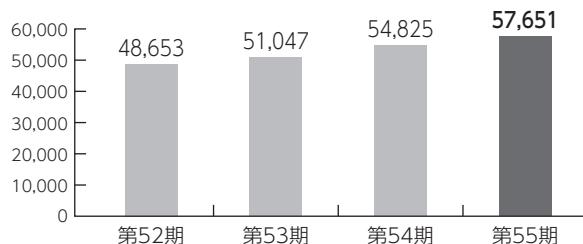
(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 52 期 (2022年 3月期)	第 53 期 (2023年 3月期)	第 54 期 (2024年 3月期)	第 55 期 (2025年 3月期)
売 上 高	48,653	51,047	54,825	57,651
経 常 利 益	1,540	1,904	2,409	2,367
親会社株主に帰属する当期純利益	1,081	103	1,167	996
1 株当たり当期純利益	87円21銭	8円33銭	94円72銭	82円10銭
総 資 産	30,941	30,381	30,435	29,684
純 資 産	14,190	14,031	14,959	15,136
1 株当たり純資産額	1,142円21銭	1,125円61銭	1,207円39銭	1,269円34銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
 3. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 企業集団の事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

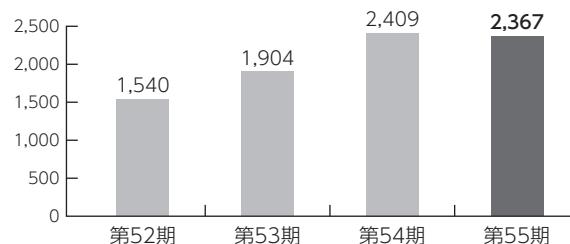
売上高

(単位：百万円)



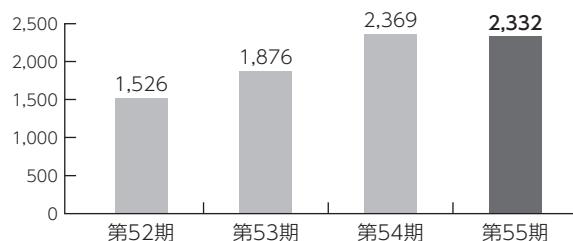
経常利益

(単位：百万円)



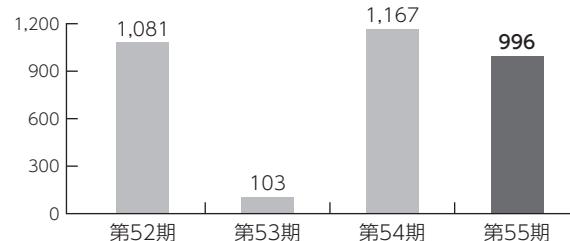
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エス・エフ・ディー	10百万円	100%	不動産の賃貸
マイツベーカーリー株式会社	10百万円	70%	原材料の仕入、販売

(4) 対処すべき課題

【経営理念】

『おいしさと楽しさ』をモットーに、消費者ニーズに応える商品づくりを通じ、健康で豊かな食文化の向上に貢献し、顧客、取引先、社会に信頼され、そして従業員、株主、企業それぞれが充足することを目指してまいります。

【中期経営計画】

当社グループは、「良品づくり」のさらなるレベルアップをめざす5カ年計画をテーマとし、「販売戦略」「コスト戦略」「人財戦略」「環境戦略」を基本戦略とする、中期経営計画（2021年3月期～2025年3月期）を策定し、連結売上高550億円、経常利益率3.3%（「収益認識に関する会計基準」適用後）を目指し活動を進めてまいりました。

その結果、最終年度となる2025年3月期は、連結売上高576億円、経常利益率4.1%となり計画を達成いたしました。

①販売戦略

当事業年度は、冷凍事業や生協様向けの宅配弁当、カフェチェーン店様向け商品の拡大に加え、袋野菜やラーメンのスープなど、新たな販売チャンネルを開拓いたしました。また、2025年2月に出席した「スーパーマーケット・トレードショー2025」は、多くのお客様から好評を博し、当社の商品力をアピールできた結果、売上高は堅調に推移しました。

今後も良品づくりを基礎とし、「製造力」「開発力」「営業力」に、さらに磨きをかけ、3温度帯の生産体制を整えるとともに、海外や、新市場のお客様に積極的にアプローチしてまいります。

②コスト戦略

当事業年度は、原材料やエネルギーコストの高騰等が続くなか、主要食材の調達方法の見直し、製造ロスの削減、新商品の開発、原材料のアイテム集約等に努め、コスト低減に努めました。また省エネ効果の高い生産設備の導入、生産工程の整備と人員配置の最適化をはかり、生産効率の向上と各工場横断的な製造経費の見直しに取り組みました。

今後は、良品を継続的にお届けするためにスピード感を持った原価管理、原材料高騰への柔軟な対応、機械化やデジタル化を進め、さらなるコスト削減に取り組んでまいります。

③サステナビリティ戦略

当事業年度は、環境面では、プラスチック使用量を削減するため、軽量化した発泡素材容器への切り替えや、ラップレスによる簡易包装化を進めるなどCO2排出量削減に取り組みました。また多様な人財が活躍できる様、職場の改善要望を吸い上げる、窓口(チームコ

ネクト)は、社内の風通しを良くし、スピード感を持って改善対応を行うことで、相談件数も増えました。その結果、多様な人財の働きやすさを示す、各種指標も向上しています。

今後は、製品を通じた環境負荷の軽減やフードロスの削減、障がい者雇用を推進し、誰もが安心して働ける職場環境の整備、次世代を担う人財の育成にも力を注ぎ、持続的な成長を目指してまいります。

④財務戦略

当事業年度は、資本効率性を重視した経営を実践し、市場評価の向上を実現するため、SNS等を活用して当社の活動を積極的に発信するなどIR活動の強化に取り組みました。

今後は、成長事業への戦略的な投資を行い、資本コストや株価を意識した経営を目指し、収益力の強化によるROEの向上をはかりつつ、株主還元も積極的に取り組んでまいります。

当社では、「良品づくり」を基礎とした新たな価値・市場への挑戦をテーマとし、上記の通り「販売戦略」「コスト戦略」「サステナビリティ戦略」「財務戦略」を基本戦略とする、新中期経営計画（2026年3月期～2030年3月期）を策定し、連結売上高700億円、経常利益率5.0%、ROE10.0%を目指しており、計画達成に向け活動を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社の主な事業内容は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売であります。

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

本 社	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
工 場	
大 阪 工 場	大阪市西淀川区福町1丁目9番16号
関 西 工 場	大阪市西淀川区御幣島6丁目14番36号
京 滋 工 場	滋賀県栗東市六地藏1163
千 葉 工 場	千葉県八千代市上高野1734番1
名 古 屋 工 場	愛知県弥富市四郎兵衛1丁目128番地
岡 山 工 場	岡山県総社市中原字巽原88番の2
広 島 工 場	広島県尾道市美ノ郷町本郷20001番地65
四 国 工 場	香川県観音寺市柞田町字干拓丁93番7号

事業所

東 京 事 業 所 東京都大田区蒲田5丁目42番6号 蒲田ハイツ201号

子会社

株式会社エス・エフ・ディー 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

マイツパーカー株式会社 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
555名 (2,208)名	+12名 (△144)名

(注) 使用人数は、就業人員数であり、アルバイト従業員数は、() 内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
555名 (2,208)名	+12名 (△144)名	40.2才	9.4年

(注) 使用人数は、就業人員数であり、アルバイト従業員数は、() 内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	1,675 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,663
株式会社三井住友銀行	766
株式会社みずほ銀行	736

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 45,656,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 13,000,000株 |
| ③ 当期末株主数 | 6,869名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
株 式 会 社 エ ム	997,000	8.44
松 本 隆 次	697,000	5.90
佐 々 木 真 司	694,000	5.88
松 本 恵 美 子	538,000	4.56
松 本 龍 也	461,529	3.91
シノブフーズ取引先持株会	444,487	3.76
松 本 崇 志	369,374	3.13
三井住友信託銀行株式会社	202,000	1.71
シノブフーズ従業員持株会	176,437	1.49
ヨシダトモヒロ	162,200	1.37

(注) 持株比率は自己株式(1,189,690株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	シノブフーズ株式会社 2022年度第1回新株予約権
発行決議の日	2022年6月23日
新株予約権の数	710個
保有人数 当社取締役(社外役員を除く)	5名
新株予約権の目的となる株式の種類 及び数	当社普通株式71,000株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	54,600円(新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使価額	1株当たり1円

<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2025年7月1日から2028年6月30日まで</p>
<p>新株予約権の行使条件</p>	<p>1. 当社が策定した中期経営計画の目標である2025年3月期（第55期）の連結売上高550億円（以下、「業績目標A」という。）、連結経常利益率3.3%（以下、「業績目標B」という。）に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。</p> <p>イ 業績目標A及び業績目標Bのいずれも達成率が100%以上の場合 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）の行使可能割合：100%</p> <p>ロ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が100%以上、かつもう一方の業績目標の達成率が95%以上の場合（上記イに該当する場合を除く。） 割当新株予約権の行使可能割合：75%</p> <p>ハ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が95%以上の場合（上記イ及びロに該当する場合を除く。） 割当新株予約権の行使可能割合：50%</p> <p>ニ 上記イ、ロ及びハのいずれにも該当しない場合 割当新株予約権の行使可能割合：0%</p> <p>なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。</p> <p>連結売上高及び連結経常利益率の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結売上高及び連結経常利益を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高又は連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p>
<p>新株予約権の行使条件</p>	<p>2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>

(注) 払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	松 本 崇 志	
代表取締役 副社長執行役員	西 村 寿 清	CVS事業担当兼CVS営業本部長 マイツパーカリー株式会社 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	清 水 秀 輝	管理本部長
取締役 執行役員	長 尾 正 史	経営財務本部長 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長
取締役 執行役員	吉 井 淳	NB事業担当兼東日本統轄本部長
取 締 役	加 藤 道 彦	
取 締 役	中 野 由 里	スプラウト税理士事務所 代表 株式会社スプラウトビーンズ 代表取締役
監 査 役（常勤）	大 塚 一 樹	
監 査 役	野 村 祥 子	堂島法律事務所 弁護士 株式会社島精機製作所 社外取締役（監査等委員） 株式会社神戸物産 社外取締役（監査等委員） 株式会社ビーアンドピー 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	南 方 得 男	みなかた公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役加藤道彦及び中野由里の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び南方得男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役加藤道彦、同中野由里、監査役野村祥子、同南方得男の4氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役中野由里氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大塚一樹氏は、大手金融機関に長年勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役野村祥子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役南方得男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. スプラウト税理士事務所と当社との間には、取引関係はありません。
9. 株式会社スプラウトビーンズと当社との間には、取引関係はありません。
10. 堂島法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
11. 株式会社島精機製作所と当社との間には、取引関係はありません。
12. 株式会社神戸物産と当社との間には、製品販売等の取引関係があります。
13. 株式会社ビーアンドピーと当社との間には、取引関係はありません。
14. みなかた公認会計士事務所と当社との間には、取引関係はありません。
15. 取締役中野由里氏は、戸籍上の氏名は松田由里であります。職務上使用している氏名で表記しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役として経営理念を実践し、責務を全うできる、優秀な人材を確保できる水準とし、企業としての継続的成長のため、業績向上へのインセンティブとして機能する制度、株主をはじめ当社を取り巻くステークホルダーに対し、客観性、透明性の高い手続きの構築を目指すことを基本方針としています。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（何れも金銭報酬）及び中期経営計画の達成度合いによって不定期に支給する株式報酬型ストックオプションによって構成しています。

2. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬委員会の提言に基づき取締役会で決定しております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責に応じて第三者機関の調査結果などの他社水準を参考にし、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

3. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、企業の継続的成長を計る指標として、各事業年度の事業規模を表す売上高と会社の収益力を表す経常利益をそれぞれ前年と目標値に対する達成度合いによって点数化し、コンプライアンスの遵守状況や働きやすい職場づくりなどの項目を合わせて採点し、毎年、一定の時期に金銭報酬として支給します。各事業年度の売上高、経常利益の額は「1. 企業集団の現況に関する事項（2）企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

採点項目に関しては、環境の変化に応じて適宜、独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会にて見直しを行うものとしています。

4. 非金銭報酬等の額の決定に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬とし、中期経営計画の達成度合いを勘案し、算定方法の決定については、適宜行うものとしています。

5. 取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝7：3で設計しており、株式報酬型ストックオプションは、中期経営計画の達成度合いによって不定期に支給するため、各年度の株式報酬型ストックオプションを含めた割合は変動いたします。

6. 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2020年2月18日開催の取締役会にて独立社外取締役を委員長とする指名報酬委員会に取締役の個人別の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、報酬等の妥当性や決定プロセスの客観性及び透明性を担保するには最も適しているからであります。

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、委員の過半数にて決定し、可否同数の場合は独立社外取締役である委員長が決しているため、取締役会も基本的にその決定を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(指名報酬委員会構成員の氏名、地位及び担当)

委員長 加藤道彦 (社外取締役)、委員 中野由里 (社外取締役)、委員 松本崇志 (代表取締役社長執行役員)、委員 清水秀輝 (取締役常務執行役員 管理本部長)

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック オプション	計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役	7	145	43	12	201
(うち社外取締役)	(2)	(9)	—	—	(9)
監 査 役	3	18	—	—	18
(うち社外監査役)	(2)	(5)	—	—	(5)
合 計	10	163	43	12	220

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第42期定時株主総会において、年額280百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、2022年6月23日開催の第52期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対し、報酬限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプション制度を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 株式報酬型ストックオプションの額は、当事業年度において株式報酬費用として計上した額です。
4. 取締役としての支給のほかには、使用人給与の支給を受けている取締役はおりません。

⑥ 社外役員に関する事項
当事業年度における主な活動内容

地位	氏名	取締役会及び 監査役会出席回数	活動状況
取締役	加藤 道彦	取締役会 13回/13回	会社経営に携われてきた豊富な経験と大学院教授としての高い知見に基づいて、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務めました。 監査役会とはミーティングを年に2回行い、意見交換・情報共有を行っています。
	中野 由里	取締役会 13回/13回	税理士として豊富な経験や専門的知見と経営コンサルタントとしての卓越した知識に基づいて、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めました。 監査役会とはミーティングを年に2回行い、意見交換・情報共有を行っています。
監査役	野村 祥子	取締役会 13回/13回	弁護士として豊富な経験や専門的見地に基づき、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
		監査役会 13回/13回	
	南方 得男	取締役会 13回/13回	公認会計士として豊富な経験や専門的見地に基づき、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
		監査役会 13回/13回	

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(注) 2. 重要な兼職先と当社との関係につきましては、「①取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報 酬 等 の 額

	支 払 額
1. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	31百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人監査計画の適切性・妥当性及び報酬見積の相当性などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難なため、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、又は会計監査の適正性及び信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が2017年6月20日開催の取締役会の決議をもって改定し、運用した「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役及び使用人への法令遵守の徹底をはかります。
 2. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価並びに業務の適正及び有効性について、グループ全体の監査を行います。
 3. 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為又はそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存及び管理を行うとともに秘密保持に努めます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、リスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかります。
 2. リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会が定めた中期経営計画に基づき、年度計画を策定し、執行役員等で構成される経営会議において業績の進捗を管理し、取締役会へ報告しています。
 2. 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化をはかります。
- ⑤ 子会社における業務の適正を確保するための体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制、損失の危機の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のそれぞれを整備するため、当社の取締役会において子会社のモニタリングを行い、子会社の事業に関する重要な情報について取締役会に報告することを求めており、必要に応じて子会社に対する指導を行っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。
 2. 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。
 3. また、当該使用人の人事については、事前に監査役と協議を行います。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告した者がそれを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制
 1. 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
 2. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役及び使用人は監査役に速やかに報告します。
 3. 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
 4. 内部通報制度に基づき通報された事実を報告します。
 5. 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない旨を規程に定めています。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。
 2. 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 1. 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底をはかります。
 2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、基本方針に基づき、当該事業年度では以下のとおり内部統制システムを運用しました。なお、当社及び子会社における内部統制システムの整備・運用状況は、内部監査部門がモニタリングを行うとともに、監査役会の監査対象となっています。

① コンプライアンス体制への取り組み

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス意識の向上を目的として、「シノブグループ行動憲章」の周知を継続して行いました。また、全社員へのコンプライアンス研修の実施に加えて、4か国語の内部通報の説明カードを全従業員に配布、役員に対しては役員として遵守すべき事項、幹部社員に対しては実例を題材とするコンプライアンス研修を行いました。働きやすい職場環境の改善を目的とした労務担当者会議において労働時間などの法令遵守状況や従業員の定着率、障がい者雇用の状況について確認を行いました。

② リスク管理体制への取り組み

リスク管理委員会において、当社グループに関するリスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定しました。また、自然災害発生時における事業所の安全体制、供給先との連携体制などを確認いたしました。

また、情報機器へのサイバー攻撃への対応として、防御ソフトのバージョンアップや従業員に対しダミーメール配信による訓練、有事における初期対応の教育を実施いたしました。

③ 職務執行体制への取り組み

取締役会は、中期経営計画の進捗状況について定期的に報告を受け、事業環境等を確認しながら対応を検討しております。毎月開催する経営会議においては、重要な業務執行について執行役員が多面的に検討を行い、社長の権限の範囲内で迅速な意思決定を行うとともに、中期経営計画の基本戦略への取り組み状況について執行役員から報告を受け、目標に対する進捗を確認しています。

④ 監査役の監査体制への取り組み

監査役は、取締役会をはじめ経営会議やリスク管理委員会など社内の重要な会議に出席して審議内容を確認するとともに、内部監査部門が実施する工場等への往査に同席し、製造、開発、営業部門等に対するヒアリングを行い、問題点を各本部と共有し改善を求めました。また四半期毎に開催する会計監査人の監査報告会には、内部監査部門のほか、社外取締役も出席し意見交換や、情報共有をはかっております。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた取り組み

反社会的勢力排除については、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」のなかで継続して取り組むとともに、当期は不当要求の際の対応マニュアルを作成し、各事業所への配布と周知を行いました。

- (7) 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,198	流動負債	10,563
現金及び預金	6,279	買掛金	4,471
売掛金	6,380	一年内返済予定の長期借入金	1,954
商品及び製品	59	未払金	2,681
原材料及び貯蔵品	330	未払法人税等	413
その他	149	賞与引当金	350
貸倒引当金	△1	その他	691
固定資産	16,486	固定負債	3,983
有形固定資産	15,407	長期借入金	3,866
建物及び構築物	6,888	退職給付に係る負債	16
機械装置及び運搬具	2,505	その他	100
工具器具及び備品	467	負債合計	14,547
土地	5,542	(純資産の部)	
リース資産	0	株主資本	14,964
建設仮勘定	3	資本金	4,693
無形固定資産	156	資本剰余金	2,733
投資その他の資産	921	利益剰余金	8,439
投資有価証券	0	自己株式	△901
繰延税金資産	659	その他の包括利益累計額	26
その他	266	その他有価証券評価差額金	0
貸倒引当金	△3	退職給付に係る調整累計額	26
資産合計	29,684	新株予約権	138
		非支配株主持分	6
		純資産合計	15,136
		負債・純資産合計	29,684

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	57,651
売上原価	49,106
売上総利益	8,545
販売費及び一般管理費	6,212
営業利益	2,332
営業外収益	
受取利息配当金	37
助成金収入	15
その他	25
営業外費用	
支払利息	35
その他	8
経常利益	2,367
特別損失	
減損損失	937
固定資産除却損	65
税金等調整前当期純利益	1,365
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	571
	△206
当期純利益	999
非支配株主に帰属する当期純利益	2
親会社株主に帰属する当期純利益	996

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日現在の残高	4,693	2,733	7,773	△430	14,769
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△330		△330
親会社株主に帰属する当期純利益			996		996
自己株式の取得				△470	△470
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	665	△470	195
2025年3月31日現在の残高	4,693	2,733	8,439	△901	14,964

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 持 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2024年4月1日現在の残高	0	94	94	90	5	14,959
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△330
親会社株主に帰属する当期純利益						996
自己株式の取得						△470
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△0	△67	△67	48	1	△18
連結会計年度中の変動額合計	△0	△67	△67	48	1	177
2025年3月31日現在の残高	0	26	26	138	6	15,136

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社（株式会社エス・エフ・ディー及びマイツペーカリー株式会社の2社）を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

当社には、非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法によっております。

以外のもの なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 総平均法

原材料及び貯蔵品 総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～10年

2. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次のとおりであります。

当社及び連結子会社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の食品製造卸販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の食品製造卸販売事業を営む単一セグメントであり、販売品目別に分解しております。

製品売上高は56,848百万円、その他売上高は802百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

製品売上高は、顧客からの受注に基づき製造した製品を、顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。その他売上高は、顧客からの受注に基づき仕入れた商品等を、顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。物流センターの使用料等の顧客に支払われる対価は、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き取引価格から減額しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

固定資産の減損

(2) 当連結会計年度に計上した金額

当社グループは、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、連結貸借対照表に有形固定資産15,407百万円（内土地5,542百万円）を計上しております。

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、有形固定資産672百万円（内土地228百万円であり、いずれも減損損失計上後の簿価）を有する広島工場、1,286百万円（内土地658百万円）を有する千葉工場において、土地の市場価格の著しい下落又は業績の低迷により、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、業績の低迷などが認められた広島工場において、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回ったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失937百万円を計上いたしました。

なお、千葉工場においては、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、取締役会において承認された翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いたうえで見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	3,205百万円
土	地	1,140百万円
計		4,345百万円

② 担保にかかる債務

一年内返済予定の長期借入金	600百万円
長期借入金	1,700百万円
計	2,300百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,052百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループの広島工場の有形固定資産において、業績の低迷などによる減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に従って、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失937百万円を特別損失として計上いたしました。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	13,000,000株	一株	一株	13,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	178百万円	14円50銭	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	152百万円	12円50銭	2024年9月30日	2024年12月6日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2025年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
171百万円	14円50銭	2025年3月31日	2025年6月19日	利益剰余金

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 一株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に米飯や調理パンの製造卸販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長で5年後であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金回収マニュアルに従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

2. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

- ④ 信用リスクの集中

営業債権のうち48.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（一年内返済予定を含む）	5,820	5,791	△29
負債計	5,820	5,791	△29

（注）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （一年内返済予定を含む）	—	5,791	—	5,791
負債計	—	5,791	—	5,791

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,269円34銭
- (2) 1株当たり当期純利益 82円10銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,128	流動負債	10,714
現金及び預金	6,205	買掛金	4,473
売掛金	6,385	一年内返済予定の長期借入金	1,954
商品及び製品	59	未払金	2,684
原材料及び貯蔵品	330	未払法人税等	410
その他	149	関係会社預り金	150
貸倒引当金	△1	賞与引当金	350
固定資産	16,442	その他	690
有形固定資産	15,407	固定負債	4,022
建物	6,375	長期借入金	3,866
構築物	513	退職給付引当金	55
機械装置	2,490	その他	100
車両運搬具	15	負債合計	14,736
工具器具及び備品	467	(純資産の部)	
土地	5,542	株主資本	14,695
リース資産	0	資本金	4,693
建設仮勘定	3	資本剰余金	2,733
無形固定資産	156	資本準備金	1,173
投資その他の資産	877	その他資本剰余金	1,559
投資有価証券	0	利益剰余金	8,170
関係会社株式	17	その他利益剰余金	8,170
繰延税金資産	671	圧縮記帳積立金	38
その他	193	繰越利益剰余金	8,132
貸倒引当金	△3	自己株式	△901
資産合計	29,570	新株予約権	138
		純資産合計	14,834
		負債・純資産合計	29,570

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		57,651
売上原価		49,120
売上総利益		8,531
販売費及び一般管理費		6,212
営業利益		2,318
営業外収益		
受取利息配当金	42	
助成金収入	15	
その他	23	81
営業外費用		
支払利息	36	
その他	7	44
経常利益		2,355
特別損失		
減損損失	937	
固定資産除却損	65	1,002
税引前当期純利益		1,353
法人税、住民税及び事業税	566	
法人税等調整額	△206	360
当期純利益		992

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
2024年4月1日現在の残高	4,693	1,173	1,559	2,733	40	7,467	7,508
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△330	△330
圧縮記帳積立金の取崩					△2	2	－
当期純利益						992	992
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2	664	661
2025年3月31日現在の残高	4,693	1,173	1,559	2,733	38	8,132	8,170

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
2024年4月1日現在の残高	△430	14,504	90	14,594
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△330		△330
圧縮記帳積立金の取崩		－		－
当期純利益		992		992
自己株式の取得	△470	△470		△470
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			48	48
事業年度中の変動額合計	△470	191	48	239
2025年3月31日現在の残高	△901	14,695	138	14,834

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかると事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法によっております。
以外のもの なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品及び製品 総平均法
原材料及び貯蔵品 総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 15～50年
機械装置 5～10年
- ② リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ③ 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次のとおりであります。

当社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の食品製造卸販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「2. 収益認識に関する注記」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

固定資産の減損

(2) 当事業年度に計上した金額

当社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造卸販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、貸借対照表に有形固定資産15,407百万円（内土地5,542百万円）を計上しております。

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、有形固定資産672百万円（内土地228百万円であり、いずれも減損損失計上後の簿価）を有する広島工場、1,286百万円（内土地658百万円）を有する千葉工場において、土地の市場価格の著しい下落又は業績の低迷により、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、業績の低迷などが認められた広島工場において、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回ったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失937百万円を計上いたしました。

なお、千葉工場においては、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、取締役会において承認された翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いたうえで見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	3,205百万円
土	地	1,140百万円
計		4,345百万円

② 担保にかかる債務

一年内返済予定の長期借入金	600百万円
長期借入金	1,700百万円
計	2,300百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,052百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務(貸借対照表に表示しているものを含む。)

① 短期金銭債権	0百万円
② 短期金銭債務	153百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引の取引高	73百万円
② 営業取引以外の取引高	5百万円

(2) 減損損失

当社広島工場の有形固定資産において、業績の低迷などによる減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に従って、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失937百万円を特別損失として計上いたしました。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	689,479株	500,211株	一株	1,189,690株

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	211株
取締役会の決議による取得	500,000株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	40百万円
賞与引当金	107百万円
退職給付引当金	16百万円
減損損失	942百万円
新株予約権	43百万円
その他	89百万円
繰延税金資産小計	1,240百万円
評価性引当額	△547百万円
繰延税金資産合計	693百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	17百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	22百万円
繰延税金資産の純額	671百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,244円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円76銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

シノプフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 ま ゆ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シノプフーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シノプフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

シノブフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 ま ゆ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シノブフーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会において担当取締役から事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査部門から定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

シノブフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 大塚 一 樹 ㊟

社外監査役 野村 祥子 ㊟

社外監査役 南方 得男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、生産設備などの成長投資と財政基盤の強化のための内部留保を確保したうえで、株主の皆様への利益配当を安定かつ継続的に行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当は、普通配当14円50銭とさせていただきたく存じます。なお、中間配当として12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり27円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金14円50銭 配当総額 171,249,495円
(3) 剰余金が効力を生じる日	2025年6月19日

第2号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役長尾正史、加藤道彦の両氏が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ながおせいし 長尾正史 (1964年3月30日生)	<p>1990年8月 監査法人トーマツ入所 (現有限責任監査法人トーマツ)</p> <p>2011年8月 当社入社 管理本部経理部部长</p> <p>2015年4月 当社執行役員管理本部副本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長</p> <p>2016年6月 株式会社エス・エフ・ディー代表取締役社長 (現任)</p> <p>2024年4月 当社取締役執行役員経営財務本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長 (取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長尾正史氏は、公認会計士としての会計及び財務に関する専門的な知識と経験を、当社経営財務本部の責任者として遺憾なく発揮し職務遂行しております。今後当社の発展にさらに寄与すると期待されることから、引き続き取締役候補者としております。</p>	16,461株
2	おだひろあき 小田寛明 (1962年5月26日生)	<p>1985年4月 株式会社三和銀行入行 (現株式会社三菱UFJ銀行)</p> <p>2012年9月 同行芦屋支店長</p> <p>2014年11月 株式会社大正銀行入行 (現株式会社徳島大正銀行)</p> <p>2018年2月 同行常務取締役本店営業部担当</p> <p>2019年6月 トモニホールディングス株式会社取締役</p> <p>2020年6月 同社常務取締役グループ戦略部長兼地域商社 的金融機能担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項なし (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小田寛明氏は、長年にわたる金融機関で培われた専門的な知識に加え、企業経営やリスクマネジメントに関する監督・監査機能を発揮していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者の保有する当社株式は、2025年3月31日現在の役員持株会を通じて各候補者が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。
2. 小田寛明氏は社外取締役候補者であります。
3. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 小田寛明氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
5. 小田寛明氏が社外取締役として選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
6. 当社は取締役、監査役に関し、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しており、保険の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び経済的損失を填補するものであります。なお、保険料は全額会社が負担しております。

【ご参考】 取締役のスキルマトリックス (第2号議案が承認された場合)

	男性■ 女性□	独立性 (社外のみ)	経営 全般	販売	製造	人財 開発	財務 会計	リスク管理 法務
松本崇志	■		●	●	●			
西村寿清	■		●	●	●			
清水秀輝	■					●		●
長尾正史	■						●	●
吉井淳	■			●	●			
中野由里	□	●				●	●	
小田寛明	■	●	●				●	●

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、吉永恒氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、森村圭志氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	よしながひさし 吉永恒 (1971年3月3日生)	2007年1月 当社入社 2013年10月 当社大阪統轄本部営業部課長 2023年9月 当社監査部課長(現任) (補欠監査役候補者とした理由) 吉永恒氏は、長年にわたる営業部門や監査部門の豊富な経験・見識を鑑み、監査役の員数を欠くことになった際には、社外監査役以外の監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	4,090株
2	もりむらけいし 森村圭志 (1956年9月1日生)	1988年10月 サンワ等松青木監査法人神戸事務所入所 (現有限責任監査法人トーマツ) 1993年8月 公認会計士登録 2004年6月 監査法人トーマツ パートナー (現有限責任監査法人トーマツ) 2021年12月 有限責任監査法人トーマツ退所 2022年1月 森村公認会計士事務所開設代表(現任) (補欠の社外監査役候補者とした理由) 森村圭志氏は、公認会計士としての会計及び税務に関する専門的な知識と経験を有しておられることから、監査役の員数を欠くことになった際の社外監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	0株

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
3. 森村圭志氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
4. 当社は取締役、監査役に関し、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しており、保険の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び経済的損失を填補するものであります。なお、保険料は全額会社が負担しております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬は、2012年6月28日開催の第42期定時株主総会において年額280,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすご承認をいただいておりますが、中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的視点で株主の皆様との利益の共有をはかることを目的として、当該取締役の報酬額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、第60期を最終年度とする中期経営計画の数値目標（連結売上高700億円、連結経常利益率5.0%、連結自己資本利益率10.0%）に連動した株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。

なお、当社は付与の対象である取締役に対して、新株予約権の発行要項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。

また、ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の本議案に基づく取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、現在の当社取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

新株予約権の上限個数は800個とし、第55期定時株主総会の日から1年以内に限り割り当てられるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2030年7月1日から2033年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

① 当社が策定した中期経営計画の目標である2030年3月期（第60期）の連結売上高700億円（以下、「業績目標A」という。）、連結経常利益率5.0%（以下、「業績目標B」という。）、連結自己資本利益率10.0%（以下、「業績目標C」という。）に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。

- イ 業績目標A、業績目標B及び業績目標Cのいずれも達成率が100%以上の場合
各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）の行使可能割合：100%
- ロ 業績目標A、業績目標B又は業績目標Cのいずれか一つの達成率が100%以上、かつもう一方の業績目標の達成率が90%以上の場合（上記イに該当する場合を除く。）
割当新株予約権の行使可能割合：75%
- ハ 業績条件A、業績条件B又は業績目標Cのいずれか一つの達成率が90%以上の場合（上記イ及びロに該当する場合を除く。）

- 割当新株予約権の行使可能割合：50%
- 二 上記イ、ロ及びハのいずれにも該当しない場合
割当新株予約権の行使可能割合：0%

なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。

- ② 連結売上高、連結経常利益率及び連結自己資本利益率の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結売上高、連結経常利益及び連結自己資本利益率を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高、連結経常利益又は連結自己資本利益率の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、理事又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役、執行役員、理事が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

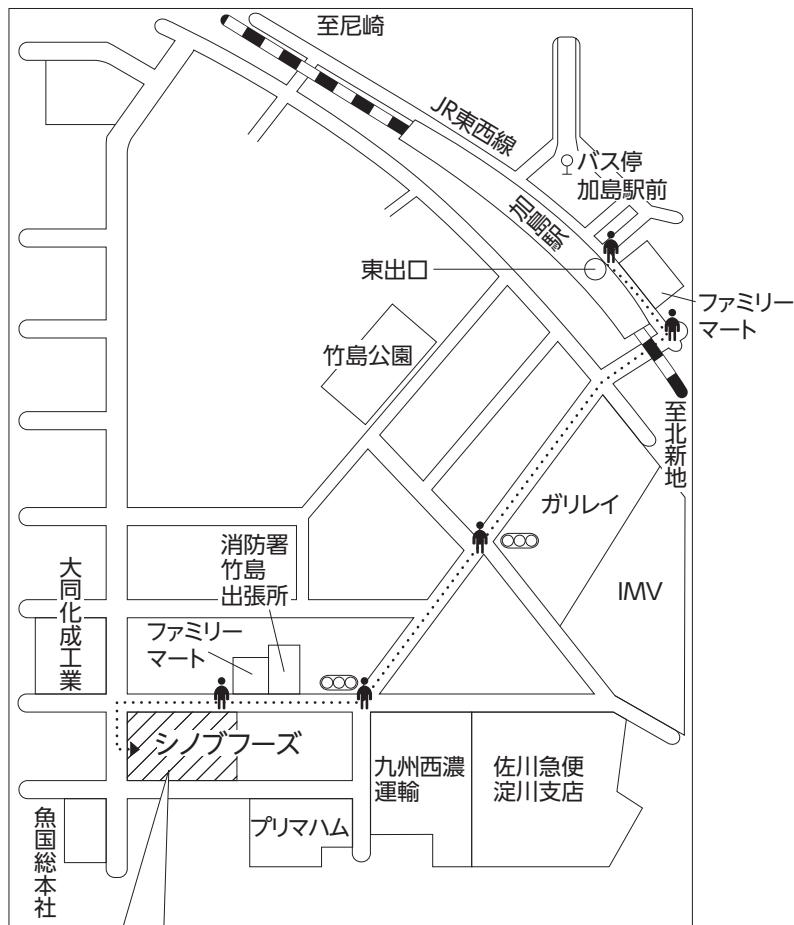
株主総会会場ご案内図

J R 東西線加島駅より徒歩約7分

大阪市バス（97系統）加島駅前バス停より徒歩約7分

- (お願い)・会場にお越しの際は、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、公共交通機関をご確認のうえご利用ください。
・車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております（受付からご案内申し上げます）。

 マークの場所に、弊社社員がご案内させていただいておりますのでお気軽にお尋ねください。



大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
シノブフーズ 株式会社 本社
代表電話 06-6477-0113